# 高橋記念賞規程

#### (総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会(以下、「本学会」という)の高橋記念賞(以下、「本賞」という)について規定する。
  - 2.本賞は、株式会社アーレスティ(旧扶桑軽合金株式会社)故高橋愛次氏の功労を記念して制定された。

# (授賞対象)

第2条 本賞は、軽金属鋳物、ダイカスト、展伸材、二次合金および再生地金等の溶解・鋳造に関連する工業技術の進歩発展に功労のあった技能者に贈る。

# (授与)

第3条 本賞を証するものとして、本学会から賞状を授与する。

### (募集)

- 第4条 候補者は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公 募する。
  - 2. 候補者は、本学会の正会員または維持会員である団体に所属する者とする。
  - 3. 応募は推薦によるものとし、推薦者は候補者が所属する支部の支部長とする。
  - 4.推薦者は、所定の「高橋記念賞候補者推薦書」により、指定された期日までに会長宛に推薦する。
  - 5.過去に応募した者(受賞者以外)が再び応募してもよい。

### (選考)

- 第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。
  - (1) 受賞候補者の選考は、高橋記念賞選考委員会において行う。
  - (2) 理事会は、前号の選考委員会により選考された受賞候補者を審議し、当該年度の受賞者を決定する。
  - 2.受賞者は、原則として毎年4名以内とする。
  - 3.理事会が受賞者なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

#### (授賞時期)

第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。

#### (細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

# 附 則

- 1.この規程は昭和53年7月5日から施行する。
- 2.昭和56年12月8日、一部改定した。
- 3.昭和59年5月9日、一部改定した。
- 4.昭和62年5月12日、一部改定した。
- 5. 平成8年8月9日、一部改定した。
- 6. 平成 9年 7月 10日、一部改定した。
- 7. 平成 20 年 4 月 22 日、一部改定した。
- 8 . 本規程は、一般社団法人としての第 11 回理事会 (平成 24 年 9 月 26 日 ) において改定した。